

生活衛生係

1 動物管理

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることにある。当所では管内各市町の協力のもと、計画的に、放し飼い等を行う不適切な飼養者に対する巡回指導及び野犬の捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故等の発生防止に努めている。

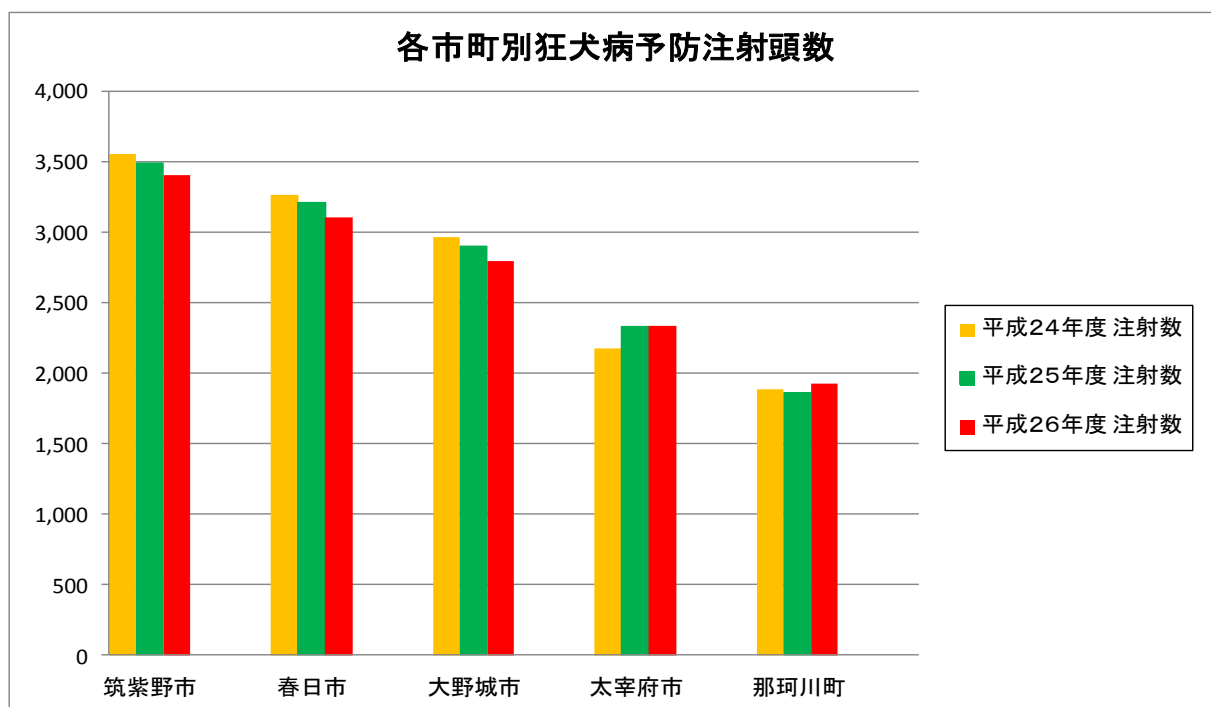
また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼えなくなった犬・猫の引き取り業務を行っている。

その他、地元獣医師会及び動物愛護推進員と協力して、「犬・猫の正しい飼い方の啓発」や「動物愛護教室」を開催するなどの動物愛護推進事業を行っている。

(1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射頭数

市 町	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
筑紫野市	5,948 (349)	3,556	6,067 (357)	3,497	5,861 (339)	3,413
春日市	4,628 (392)	3,266	4,587 (360)	3,211	4,655 (380)	3,108
大野城市	4,502 (356)	2,965	4,353 (316)	2,903	4,347 (267)	2,798
太宰府市	3,706 (203)	2,176	3,761 (251)	2,333	3,746 (236)	2,339
那珂川町	2,583 (172)	1,883	2,545 (172)	1,863	2,559 (209)	1,932
計	21,367 (1,472)	13,846	21,313 (1,456)	13,807	21,168 (1,431)	13,590

()内は新規登録



(2) 被咬傷者数及び咬傷犬頭数

年度 市町名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
筑紫野市	5 (4)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (2)
春日市	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
大野城市	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	5 (5)
太宰府市	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
那珂川町	3 (3)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3 (3)
管 外	0 (0)	0 (0)	0 (0)	福岡市 ¹ (1)	0 (0)
計	17 (16)	4 (4)	8 (8)	14 (14)	10 (10)

() 内は咬傷犬頭数

(3) 捕獲犬頭数及び返還犬頭数

年度 市町名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
筑紫野市	28 (12)	13 (7)	23 (15)	13 (7)	16 (9)
春日市	11 (8)	11 (4)	7 (4)	9 (6)	9 (6)
大野城市	26 (19)	13 (9)	16 (8)	17 (9)	10 (7)
太宰府市	14 (6)	10 (7)	8 (4)	10 (6)	4 (4)
那珂川町	10 (0)	15 (5)	15 (5)	5 (1)	12 (2)
計	89 (45)	62 (32)	69 (36)	54 (29)	51 (28)

() 内は返還犬頭数

(4) 飼えなくなった犬の引取頭数 (法第35条第1項)

年度 市町名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
筑紫野市	11	5	10	16	5
春日市	3	7	3	3	10
大野城市	11	3	9	6	12
太宰府市	10	6	4	2	3
那珂川町	4	10	3	7	2
計	39	31	29	34	32

(5) 飼えなくなった猫の引取頭数 (法第35条第1項)

年度 市町名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
筑紫野市	11	8	2	13	12
春日市	1	27	16	13	2
大野城市	16	7	1	18	6
太宰府市	11	5	5	7	15
那珂川町	3	16	7	2	7
計	42	63	31	53	42

2 環境衛生

当所管内は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進展しており、それに伴い生活様式や住民ニーズが多様化してきていることから、環境衛生関係の営業施設に対し、公衆衛生の向上と公共の福祉に適合させることを目的に、監視指導等を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設に対する指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所等の許可確認並びに届出の受理を行うとともに、衛生に関する監視指導を実施している。

環境衛生関係営業施設数

平成27年3月31日現在

業種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	計
興行場	13	3	9	1	2	28
公衆浴場	17	8	6	6	7	44
旅館	18	2	7	1	6	34
理容所	65	96	55	43	35	294
美容所	148	150	139	71	61	569
クリーニング所	60	102	94	61	43	360
特定建築物	21	16	17	19	2	75
プール	1	6	5	3	1	16
計	343	383	332	205	157	1,420

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係

延床面積が 3,000 m²以上の「特定建築物」(用途が学校の場合は 8,000 m²以上)の届出を受理するとともに、衛生的維持管理についての管理指導を実施している。

また、建築物の衛生管理を行う業の知事への登録申請について審査等を行うとともに、監視指導を実施している。(本登録制度は昭和 56 年度から開始された。)

ア 特定建築物の届出

平成 27 年 3 月 31 日現在

業 種	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町	計
興 行 場	0	0	0	0	0	0
百 貨 店	6	2	4	2	0	14
集 会 場	2	2	1	3	1	9
図書館・博物館 ・美術館	0	0	0	2	0	2
遊 技 場	1	1	2	0	0	4
店 舗	5	6	4	3	0	18
事 務 所	5	4	5	3	1	18
学 校	0	1	1	5	0	7
旅 館	2	0	0	1	0	3
計	21	16	17	19	2	75

イ ビル管理業務登録数

平成 27 年 3 月 31 日現在

業 種	平成 25 年度	平成 26 年度
建築物清掃業	8	9
建築物空気環境測定業	3	3
建築物飲料水水質検査業	3	2
建築物飲料水貯水槽清掃業	18	20
建築物排水管清掃業	3	3
建築物ねずみ・こん虫等防除業	4	5
建築物環境衛生一般管理業	0	0
計	39	42

(3) 水道施設の概況

水道法に基づき、専用水道及び簡易専用水道については、安全な飲料水の確保のため、水質検査の実施や水道施設の維持管理の徹底等を指導している。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っている。

なお、水道関係事務については、平成25年4月1日をもって県から市に権限を委譲した。

専用水道・簡易専用水道の設置状況

平成27年3月31日現在

町名 \ 水道	専用水道	簡易専用水道	合計
那珂川町	2	37	39